産業標準の制定等に係る申出書

　　　令和　年　月　日

　　主務大臣あて

　　　　　　　住　所

　　　　　 　　申出人の氏名又は名称

　　　　　 　　及び団体にあってはそ

　　　　　 　　の代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　申出人識別番号

　産業標準化法第１２条第１項（産業標準化法第１６条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記によって、申出をします。

記

　制定しようとする産業標準の名称、又は改正若しくは廃止しようとする日本産業規格の番号及び名称、並びに制定、改正又は廃止の別

注意事項

1.用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2.「原案作成委員に関する個人情報の保護（報告）」を添付し、提出（e-ＪＩＳＣへアップロード）のこと。

3. 産業標準の制定又は改正を申し出る場合、次に留意のこと。

（１）日本産業規格の制定又は改正の原案及び産業標準原案作成経過報告書を同時に提出（e-ＪＩＳＣへアップロード）のこと。

（２）日本産業規格の制定又は改正ごとに、必要に応じて「日本産業規格制定・改正等に関する特許権の扱いに係る声明書」を郵送等で提出のこと。

（３）解説を添えることは必須ではない。

4.日本産業規格(JIS)の確認又は廃止を申し出る場合、2.の添付は不要。

5. 「特定標準化機関（ＣＳＢ）制度実施要領」によるＣＳＢとして確認を受けることを希望する場合、ＣＳＢ要件等への適合性が確認できる書類として、以下の書類を郵送等で提出のこと。

①ＣＳＢとして運用するための諸規程（団体等のＣＳＢに係る担当者・責任関係を明示した書類を含む。

　また、複数の団体等が原案作成委員会を運営する場合は、それぞれの団体等の責任分担等を明示した書類が含まれていること。）

②産業標準原案作成の手順書

③産業標準原案作成の実績

④原案作成委員会の運用基準

⑤団体等の中でのＣＳＢの位置付けを示した書類(組織法を採用している場合)

⑥ＣＳＢとして確認を受けることを希望する団体等と原案作成委員会との関係を示した書類（規格委員会法を採用している場合）

6. ＣＳＢとして確認を受けた後に、「特定標準化機関（ＣＳＢ）制度実施要領」に定める要件に係る内容に変更があった場合には、直近の申出書に変更内容を記載した書類を添付のこと。また、ＣＳＢとして確認を受けて３年を経過した後に申出する場合には、改めて「ＣＳＢ要件等への適合性が確認できる書類」の全てを郵送等で提出のこと。

令和　年　月　日

（申出人（報告人）の氏名又は名称

及び団体にあっては

その代表者の氏名）

**原案作成委員に関する個人情報の保護について(報告）**

　個人情報の保護の観点から、全ての委員に対して、この構成表がＪＩＳＣ審議で配布され、ＪＩＳＣホームページで公表されることの同意について確認しましたので、下記のとおり報告します。

　なお、確認した記録（議事録等）は原案作成団体事務局で保管しております。

記

制定しようとする産業標準の名称又は改正しようとする日本産業規格の番号及び名称

　すべての原案作成委員に対して確認したところ、その結果は以下のレ印又は■印を記したとおりです。

□（１）同意が得られた。

□（２）同意が得られなかった。

　　　　　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

なお、上記（２）の場合は、原案作成委員会構成表を第三者に対してＪＩＳＣホームページ等で公表しないようお願いします。